

報道関係各位

飯	能	市
記	者	発
表	資	料
令和	2年	5月29日

件 名 新型コロナウイルス感染症の対応について

5月25日（月）、埼玉県を含む1都3県及び北海道において、国の新型コロナウイルス感染症の「緊急事態宣言」が解除されましたが、これまでの感染症対策は引き続き必要とされているところです。

本市の新型コロナウイルス感染症の対応については、以下のとおりです。

1 対策本部の設置

本市においては、令和2年2月27日（木）に飯能市新型コロナウイルス感染症対策本部を、飯能市緊急事態対応計画の飯能市危機対策本部設置要綱に基づき設置し、4月7日（火）の緊急事態宣言後には、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく対策本部と位置付け、埼玉西部消防局飯能日高消防署の職員を加えた対策本部とし、5月27日（水）までに計20回の対策本部会議を開催してまいりました。

2 感染者の状況

市内における感染症患者の状況については、埼玉県の発表により、4月5日（日）、市内在住2名の方に初の感染が確認されました。5月28日（木）時点で男性7名、女性8名、合計15名の感染が確認されております。

3 埼玉県の緊急事態措置に対する本市の基本方針等

国の緊急事態宣言、埼玉県の緊急事態措置を受け、4月8日（水）、第14回対策本部会議において、本市においては新型コロナウイルス感染症に対する基本方針と、現時点で最優先に取り組んでいく事項を次のとおりといたしました。

○ 基本方針

市民の命と健康を守ることを最優先にした、感染拡大防止対策に取り組むとと

もに、市民生活を守るために必要な対策を実施する。

○ 取組事項

- 1 市民の皆様への不要不急の外出自粛のお願い
- 2 市主催イベント等の中止または延期
- 3 市内公立幼稚園、小中学校の休業
- 4 社会機能を維持するために必要なサービスの提供

4 これまでの本市の取組事項、対応

これまでの本市における対応については、次のとおりとなります。

（１）不要不急の外出自粛の周知について

市民の皆様には、生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛をお願いしてまいりました。特に、「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話」といった、いわゆる「３つの密」を避けるようお願いしているところです。

周知については、防災行政無線を活用し、放送時間を曜日により変更し、放送内容も変え実施してまいりました。

併せて、市広報紙を始め、ホームページ、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、ご当地アプリの活用、また飯能日高ケーブルテレビによる周知を行ってきたところです。

（２）市主催イベント等の中止または延期について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、５月３１日（日）までの市主催イベント、行事については原則、中止または延期としています。

ただし、この期間に実施する必要がある、やむを得ず開催するものは、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示す「多くの人が参加する場での感染症対策のあり方の例」を参考に適切な措置を講じ実施するものとしています。

（３）市内公立幼稚園及び小・中学校の臨時休業への対応について

本市における臨時休業期間中の児童・生徒への学習支援、学校（幼稚園）預かり対応及び子どもの見守り、並びに学校再開後の学校運営については、以下

のとおりです。

ア 児童・生徒への学習支援について

(ア) 各学校における対応

臨時休業が長期にわたり、児童・生徒の学習の遅れが懸念されることから、登校日や家庭訪問の際に学習用のプリント等を配布し、家庭学習に取り組めるよう対応をしています。

また、学校ホームページ上に課題を掲載し、個別に学習できる取組みを行うなど、家庭学習が円滑に進むような工夫を行っています。

(イ) オンライン授業

飯能日高テレビにご協力をいただき小学校1年生から中学3年生までを対象としたオンライン授業「がんばれ！休業中の子どもたち」のテレビ放送やY o u T u b e の動画配信などを行っています。

「がんばれ！休業中の子どもたち」収録風景



(ウ) 図書館による団体貸出サービスの積極的利用

個人貸出より貸出期間が長く、多くの冊数の貸出が可能である「団体貸出」を図書館の協力の下、各学校が積極的に利用し、臨時休業期間中に子ども達が図書に触れる機会を設けられるよう努めています。

イ 学校（幼稚園）預かり対応について

臨時休業期間中、子どもは家庭で過ごすこととなっていますが、特別な理由

で家にいることができない場合、学校（幼稚園）で預かることとしています。

ウ 子どもの見守りについて

休業期間中の地域における子どもの見守りについて、自治会連合会、民生委員児童委員協議会、PTA連合会へ一層の支援を依頼しました。

エ 今後の学校運営について

学校を再開してからの授業時数を確保するための方法を具体的に検討した結果、次のとおりとしました。

(ア) 学校行事

運動会・体育祭、音楽会、始業式、終業式は中止とします。

(イ) 市全体の行事

仲良し運動会、仲良し音楽会、学習発表会は中止とします。

(ウ) 夏季・冬季休業日の短縮

夏季休業日は、令和2年8月1日（土）から令和2年8月24日（月）までとします。

冬季休業日は、令和2年12月26日（土）から令和3年1月5日（火）までとします。

(エ) その他

- ① 定期健康診断を十分に行うことができないため、水泳学習は中止とします。
- ② 国、県の動向や今後の状況によって、変更する場合があります。

タブレット端末の活用（奥武蔵創造学園）

令和元年度に開校した奥武蔵創造学園では、「学びの共同体が創る21世紀型の学校」づくりのモデル校として、国に先駆け全ての児童・生徒にLTE対応のタブレット端末を導入しました。

臨時休業期間中はタブレット端末を活用し、テレビ会議システム「Z o o m」を使用したオンライン授業を実施し、オンライン上での学び合いによる授業を展開しています。また、授業支援アプリケーション「ロイロノート」を使用した健康観察カードの提出のほか、学習課題の提出、添削後の返信を行っています。

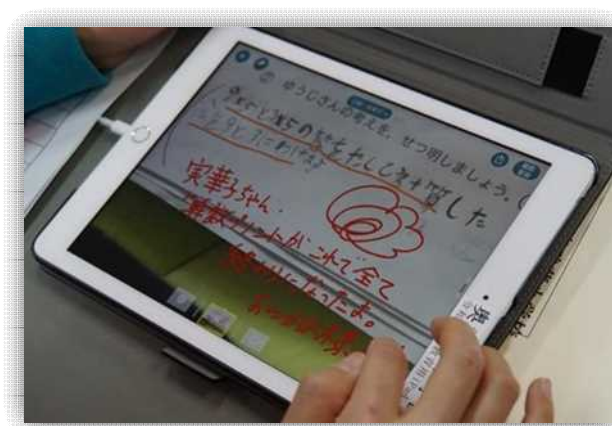
オンライン上での学び合いによる授業風景



奥武蔵小学校



奥武蔵中学校



提出された課題を添削

(4) 市内公立幼稚園及び小・中学校の再開について

本市における市内公立幼稚園及び小・中学校の再開について、以下のとおりご報告いたします。

ア 再開（予定）日及び再開の方法

(ア) 再開（予定）日 令和2年6月1日（月）

(イ) 再開の方法

基本的に分散登校とする。ただし、小規模校などで教室内において身体的距離を1、2m確保できることを基準とし、密集を避けることが可能な学校については一斉登校も可能とする。

【分散登校の学校】

飯能第一小学校、加治小学校、富士見小学校、加治東小学校、双柳小学校、美杉台小学校、飯能第一中学校、飯能西中学校、加治中学校、美杉台

【一斉登校の学校】

名栗幼稚園、飯能第二小学校、南高麗小学校、精明小学校、原市場小学校、奥武蔵小学校、名栗小学校、南高麗中学校、原市場中学校、奥武蔵中学校、

イ 分散登校の方法

学級を概ね半数程度に分け、1日おきの登校とする。分け方については学校の実態に応じ、決定することとする。

ウ 分散登校の期間

概ね1箇月程度とするが、国、県の動向によっては分散登校の期間を変更することもある。現時点では、6月26日（金）までを予定しているが、短縮、延長する場合もある。

エ 分散登校を行う学校における子どもの学校預かり

(ア) 学校に登校しない日について

①原則、家庭で過ごすこととする。ただし、特別な理由で子どもが家で過ごすことができない場合のみ、学校で預かることとする。

②中学校区で相談し、中学校の学習支援員を学校預かりの多い小学校に

派遣する。

③午後まで預ける場合、家庭にお弁当、水筒の持参を依頼する。

(5) 保育所等における対応について

保育所等においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐ観点から、適切な感染予防対策を講じた上で、規模を縮小し開所するため、5月31日（日）まで登所を自粛していただいておりますが、引き続き6月30日（火）まで期間を延長します。

ア 期間について

令和2年4月9日（木）から6月30日（火）まで

※ただし、状況により短縮・延長する場合があります。

イ 保育所について

適切な感染予防対策を講じた上で、保育の提供を縮小して開所しており、自宅で保育が可能な方については登所を控えていただいております。

なお、登所を控えていただいた方については、登所しなかった日数に応じて保育料及び給食費を日割り計算し返還します。

ウ 放課後児童クラブについて

市内の小学校が臨時休業となる5月31日（日）までの間、午前中から開所しておりますが、6月1日以降につきましては、市内公立小学校が分散登校となる学区内の放課後児童クラブは引き続き午前中から開所し、その他の放課後児童クラブにつきましては、通常どおりの開所時間とします。自宅で保育が可能な方については登所を控えていただき、登所を控えていただいた方については、保育所に準じた方法にて保育料等を返還します。

また、3密（密閉・密集・密接）を回避するため、放課後の時間帯には学校施設や公共施設の活用等を行い対応を図ります。

エ 感染予防対策について

児童・職員の毎朝の検温等体調管理を行うとともに、マスク着用を含む咳エチケットや手指消毒を徹底しています。

(6) 公共施設の利用休止について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、感染拡大を防ぐ観点から5月31日

(日) までの間については、公共施設の利用を休止しています。

なお、各施設での証明書発行などの受付業務は実施しています。

(7) 庁舎等における感染予防対策について

来庁者・市職員の新型コロナウイルス感染症を予防するため、次の対策を実施しています。

ア 窓口に飛沫感染防止プレート等を設置します。(本庁舎 1 階・2 階、本庁舎別館 1 階・2 階など)

イ 窓口や待合席の間隔をあけます。

ウ 施設の入口に、消毒液を設置します。

エ 定期的に換気します。

オ カウンター、筆記用具、椅子などの除菌を適宜行います。

カ 窓口対応職員は、マスク着用を徹底します。

キ 「換気の悪い密閉空間」、「多くの人の密集」、「近距離での会話」の 3 つの密を避けるように対応します。

○飛沫感染防止プレート等の設置



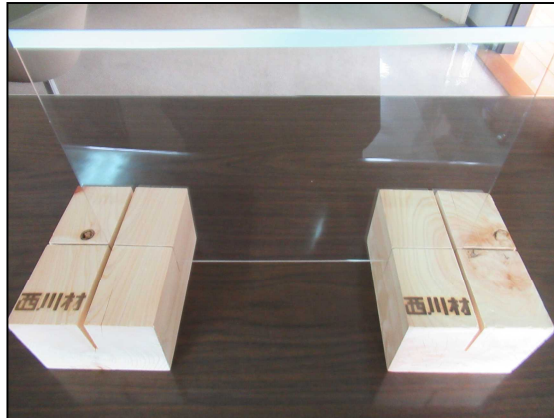
<透明アクリルプレートの設置>



<透明ビニールシートの設置>

本市の飛沫感染防止プレートの特色は、飯能の山から切り出された西川材の間伐材を活用し、スタンドを製作した点です。新型コロナウイルス感染症の拡大で市民生活が大変な状況の中、来庁される市民の皆様が木の香りで少しでも

癒されることを願い、設置したところ、大変好評をいただいたことから、近隣等13市町に西川材の間伐材スタンドをお届けさせていただきました。

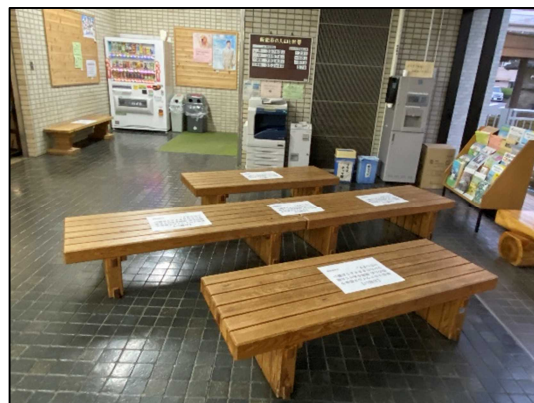


＜西川材の間伐材スタンド設置状況＞

○窓口・待合席の間隔の確保



＜窓口待ちの間隔の確保＞



＜待合席の間引き＞

（８）職員の執務環境の分散等の実施について

ア 実施目的

国から新型コロナウイルス感染症のまん延防止に関する取組が示され、地方公共団体は、十分な感染防止対策を講じつつ、業務を継続することを優先した上で、業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で、出勤者の削減が求められました。

本市においても、市民の生命と健康を守るために必要な業務を継続していくため、市民サービスの低下を招かないよう業務執行体制を確保した上で、執務

場所を分散し、職員の接触機会の削減に向けた取組を実施しています。

イ 実施方法

(ア) 密集した執務環境の分散化

①地区行政センター会議室等の活用について

職員を分散化させるとともに接触機会を削減するため、休止している地区行政センターの会議室等を活用し、職員の執務場所としています。

②本庁舎会議室等の活用について

本庁舎会議室等を活用し、住民情報等を使用する一部職員の執務場所としています。

③公共施設、事務所等について

本庁舎以外の公共施設、事務所についても、施設内の会議室等を活用し、一部職員の執務場所としています。

(イ) 接触機会、外出機会の削減に向けて

①時差出勤、在宅勤務

公共交通機関を利用して通勤している職員の接触機会、外出機会を削減するため、状況に応じて時差出勤及び在宅勤務を実施しています。

ウ 実施期間

4月20日（月）から5月31日（日）まで

エ 対象

全職員（再任用職員及び会計年度職員を含む）

（９）上下水道料金等に係る対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う収入減などの事情により、水道料金、下水道使用料の支払いが困難な方を対象に、支払いの猶予や料金未払いによる機械的な給水停止を留保し、市民に寄り添った対応をするものです。

ア 水道料金及び下水道使用料について

(ア) 支払猶予

支払いが困難な場合は、使用者からの申し出により、支払いを2か月猶予します。

(イ) 給水停止の留保

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、支払いが滞っている方に対する3月及び4月の給水停止を見送ります。

イ 下水道事業受益者負担金について

(ア) 徴収猶予

納付が困難な場合は、受益者からの申請により、徴収を3か月猶予します。

(10) 特別定額給付金の申請状況等について

本市では、一日でも早く市民の皆様に特別定額給付金を支給できるよう準備を進め、特別定額給付金に関する予算については、4月30日付で専決処分（令和2年度飯能市一般会計補正予算（第2号））をさせていただき、5月1日（金）には、企画部企画調整課内に特別定額給付金対策室を設置するとともに、全庁一丸となった体制を整え、ゴールデンウィーク中は、職員延べ150人体制で申請書類一式の封入などの作業を進め、5月7日（木）には、県内では最も早く申請書を発送しました（5月8日（金）までに郵送を開始した県内の市町村は飯能市と東秩父村のみ）。

これにより、郵送申請による受付を5月8日（オンライン申請は5月1日）から開始し、5月15日（金）から口座振込による給付を開始しています。現在は、他の部署の職員による全庁的な応援・協力体制のもと、人材派遣会社からの派遣社員のほか、新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイト先がない駿河台大学生にも応援していただき、申請書の審査・確認、給付手続などの事務を進め、市民の皆様へ一日でも早く給付金が届けられるよう取り組んでいます。

現在までの申請状況等について、次のとおり報告します。

ア 給付対象者、申請（受給）権者

(ア) 給付対象者

令和2年4月27日時点において、本市の住民基本台帳に記録されている者 79,312人（令和2年4月27日現在）

(イ) 申請（受給）権者

世帯の世帯主 35,347人（令和2年4月27日現在）

イ 給付額

給付対象者一人につき10万円

ウ 申請受付期間（予定）

令和2年5月8日（金）から8月7日（金）までの3か月間

エ 実施体制

- 企画部企画調整課内に特別定額給付金対策室を設置し職員5人を配置
- 特別定額給付金に係る事務について、全庁的な職員の応援・協力体制を整備
- 人材派遣会社から一日当たり20人程度の人材を手当て
- 一日当たり10人程度の駿河台大学生により郵送申請の開封作業等を実施

オ 申請状況等

令和2年5月25日現在での申請状況等は次のとおりです。

申請方式	申請件数	申請割合
① 郵送申請	29,262件	82.8%
② オンライン申請	1,073件	3.0%
③ 窓口申請	635件	1.8%
合計	30,970件	87.6%

(11) 子育て世帯への臨時特別給付金の支給について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、児童手当（本則給付）を受給する子育て世帯に、その対象児童1人について1万円を「子育て世帯への臨時特別給付金」（以下「子育て特別給付金」という。）として支給されることとなりました。

子育て特別給付金は、小学校等の臨時休業等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組として支給するものです。

なお、令和2年6月定例会において、「議案第35号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度飯能市一般会計補正予算（第2号）」を提出いたします。

主な内容

ア 支給対象者

令和2年4月分（3月分含む）の児童手当（本則給付）を受給している方です。

対象児童となる児童は次のとおりです。（基準日：令和2年3月31日）

（ア）令和2年4月分の児童手当対象児童

（イ）令和2年3月分の児童手当対象であり3月まで中学生だった児童

イ 支給額及び申請方法

対象児童1人につき1万円を支給対象者へ支給します。

支給対象者へ子育て特別給付金の案内文書一式を発送します。原則として、支給を受けるための申請は不要です。なお、支給を希望しない場合のみ、同封した「受給拒否の届出書」を期日までに提出する必要があります。

ただし、公務員については、所属庁の証明を受けた上で、当該住所地の市町村へ申請が必要となります。

ウ 支給方法

児童手当（本則給付）を受給している登録銀行口座等に振り込みます。

公務員は、申請時に銀行口座等を別途指定します。

エ スケジュール

- ・ 5月18日（月） 支給対象者への案内文書一式送付
- ・ 6月上旬 公務員の申請受付開始
- ・ 6月中旬 子育て特別給付金を支給

以降、公務員申請分の支給や振込不能者等への対応

(12) 国民健康保険に係る傷病手当金の支給について

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」（令和2年3月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部）において、「症状がある方への対応」として、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした方に対して、休みやすい環境を整備することが感染拡大の防止に重要であるとのことを受け、本市の国民健康保険の被保険者に対して傷病手当金を支給するものです。

なお、令和2年6月定例会において、「議案第36号専決処分の承認を求めることについて（飯能市国民健康保険条例の一部を改正する条例）」、「議案第37

号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」を提出いたします。

主な内容

ア 対象者

国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した方又は発熱等の症状があり感染が疑われる方で、労務ができない期間に給与の全部又は一部が支給されない被用者

イ 支給対象日数

労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務を予定していた日数

ウ 支給額

直近３か月の給与収入の合計額÷就労日数× $2/3$ ×支給対象日数

エ 適用期間

令和２年１月１日（水）から令和２年９月３０日（水）まで

その他

５月から申請の受付を開始

(13) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について

ア 市民税関係 【（ア）・（イ）・（ウ） 議案第 39 号飯能市税条例の一部を改正する条例（案）、（エ）・（オ） 国・県通知関係】

- （ア） 個人市民税における寄附金税額控除の特例に係る規定において、指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合、放棄した金額を寄附金税額控除の対象とする。
- （イ） 個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の特例に係る規定において、適用期限を１年延長し、令和１６年度までとする。
- （ウ） 軽自動車税環境性能割における臨時的軽減の延長について、１％分軽減する特例措置の適用期限を６か月延長し、令和３年３月３１日までとする。
- （エ） 令和２年３月中に軽自動車の廃車や使用停止を伴う所有権変更が行われ、かつ、１５日以内に所定の手続がされたものであれば、令和２年４月以降

であっても、3月中に手続されたものとして軽自動車税種別割の課税処理を行った。

- (オ) 法人市民税の申告・納付等が期限内に行えない場合、申請により申告期限等の延長を行っている。

イ 資産税関係 【(ア) 議案第 39 号飯能市税条例の一部を改正する条例 (案)、議案第 40 号飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例 (案)、(イ) 議案第 39 号飯能市税条例の一部を改正する条例 (案)】

- (ア) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税について、売上高の減少に応じて一定割合を軽減する。
- (イ) 生産性向上特別措置法に基づく認定先端設備等導入計画により、中小事業者等が取得した事業用家屋及び構築物に係る固定資産税を3年間軽減する。

ウ 収税関係 【議案第 39 号飯能市税条例の一部を改正する条例 (案)】

- (ア) 事業等に係る収入に相当の減少があった方について、無担保かつ延滞金無しで納税を猶予する特例制度が設けられた。

(14) 新型コロナウイルス感染症の影響による融資相談等の状況について

市では、飯能商工会議所や市内金融機関と連携しながら、融資の相談や持続化給付金などの問い合わせ等に対応しています。

本市及び飯能商工会議所での相談等の受付状況は次のとおりです。

【相談等受付状況】

- ・市 ※4月1日～5月22日

受付件数：373件（融資7件、セーフティネット保証219件（うち認定受付161件）、持続化給付金等120件、その他27件）

- ・飯能商工会議所 ※3月10日～5月21日

受付件数：302件（融資相談226件、融資受付76件（県融資68件、小

(15) 持続化給付金サポート会場について

ホテル・ヘリテージ飯能 sta. が持続化給付金の申請サポート会場になりました。

利用するには、事前のWEBまたは電話での予約が必要になります。

- ・ 持続化給付金ホームページ

： <https://www.jizokuka-kyufu.jp/support/>

- ・ 申請サポート会場電話予約窓口：0570-077-866

(16) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が創設されました。

本市においては、緊急事態措置に対する基本方針「市民の命と健康を守ることが最優先にした、感染拡大防止対策に取り組むとともに、市民生活を守るために必要な対策を実施する。」に則り、（ア）生活支援、（イ）事業者支援、（ウ）感染拡大防止、（エ）離職者・学生等雇用創出を4つの柱として、地方創生臨時交付金等を活用した緊急経済対策に取り組みます。

なお、必要となる経費については、一般会計補正予算（第3号）案、水道事業会計補正予算（第1号）案として提出します。

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

一次交付分（交付上限額） 2億3,849万7,000円

2 緊急経済対策

（ア）生活支援

施 策	概 要
子育て世帯への臨時特別給付金支給事業（独自上乗せ）	子育て世帯へ 子ども1人当たり10,000円を支給
ひとり親等への臨時支援金支給事業	ひとり親等世帯へ 対象児1人当たり30,000円を支給
赤ちゃんクーポン臨時支援券支給事業	対象児（令和2年4月1日から12月31日までの出生児）1人当たり20,000円分を加算

	※通常：年間 50,000 円分を支給
家庭学習臨時支援金支給事業	就学援助準要保護世帯へ 児童生徒 1 人当たり 10,000 円を支給
奨学生への臨時支援金支給事業	市奨学金を貸与している現役学生へ 高校生 1 人当たり 30,000 円、 大学生 1 人当たり 50,000 円を支給
要支援認定者等への運動機会確保事業	運動用具（バランスボール等）の配布により 在宅での介護予防を推進
水道料金（基本料金）の免除	水道料金の基本料金（2 か月分）を免除
住居確保給付金支給事業	生活困窮者自立支援法による制度で、離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給

(イ) 事業者支援

施 策	概 要
学校給食関連事業者体制維持支援事業	学校給食食材納入事業者等が学校再開時に安定的に事業継続できるよう学校休業中の体制維持等に必要な取組を支援
がんばる商店街等応援事業	現行のがんばる商店街等応援補助金制度の拡充により事業者発意による事業を応援
テイクアウト等導入支援事業	テイクアウトや宅配を始めるにあたり必要な経費を支援（補助率 9/10、上限 10 万円）
がんばる観光関連事業者応援事業	地方創生、観光飯能を支える観光関連事業者（宿泊施設、大規模飲食店事業者）を応援（収容人数、営業形態等により補助）
地域公共交通応援事業	地方創生、観光飯能を支える観光関連事業者（路線バス・タクシー事業者）を応援（系統数、保有台数等により補助）
小規模事業者応援金給付事業	売上 20%以上減少の従業員 20 人以下（小売業・卸売業・サービス業は 5 人以下）の小規

	模事業者を応援（一律定額 10 万円）
小口融資資金利子補給事業	埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金で無利子とならない、売上が 5 % 以上減少した小・中規模事業者（個人事業主を除く）に対し、借入限度額を拡充（限度額 2,000 万円）し、借入後 1 年間の利子を全額補助

（ウ）感染拡大防止

施 策	概 要
窓口感染拡大防止事業	市役所窓口等に飛沫感染防止シート等を設置
避難所感染予防対策事業	密集軽減等のため、避難所内の分散化とともにクイックパーテーション等を配備
学校等感染拡大防止対策事業	小中学校施設等に感染症拡大防止に要する消耗品等を配備
通学バス等密集軽減確保事業	路線バス活用通学バスを児童限定の通学バスとして増便

（エ）離職者・学生等雇用創出

施 策	概 要
観光・ハイキングコース整備等による雇用創出事業	市内の離職者、大学生、高校生等の雇用を条件とした観光ハイキングコースの整備
森林利活用による雇用創出事業	市内の離職者、大学生、高校生等の雇用を条件とした西川広域森林組合連携による森林の整備

5 今後の対応

本市においては、これまで市民のみなさまへ感染症拡大の防止と国や県、市が提供する正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いする市長メッセージを発出し、ご理解ご協力をお願いしてきたところでございます。

引き続き、市民のみなさまには、国が示す新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ「新しい生活様式」を日常生活に取り入れるなど感染拡大を予防する行動に努めて

いただくようお願いしてまいります。

今後も、市民のみなさまの命と健康を守ることを最優先に、国や県と連携した感染拡大を防ぐ対策に努めてまいります。

担当者	危機管理室長 井竹 信喜
連絡先	Tel042-973-2723（直通）